

給湯器の点検商法にご注意ください

電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多くみられます。

契約当事者の 7 割以上が 70 歳以上で、高齢者の方は特にご注意ください。



以下のような相談事例がみられます。

- ・ 契約しているガス会社だと思い点検を依頼し給湯器交換の契約をしたが、高額だった。
- ・ 市役所から委託されたという業者の点検後に給湯器の交換が必要と言われた。
- ・ 今なら割引できると言われ契約したが、不審に思ったので解約したい。
- ・ 無料点検と言われ依頼したが、給湯器の交換を勧められて契約したので解約したい。

このような点検商法には、以下の点に注意しましょう。

- ・ 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。
- ・ 点検を断る連絡ができず訪問された場合にはインターホン越しに点検を断りましょう。
- ・ その場では契約せず、市役所や契約しているガス会社に必ず確認をしましょう。
- ・ 契約してしまっても、クーリング・オフ等ができる場合もあります。
- ・ 不安や迷いがあれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

市役所等から「お金が返ってくる」という電話がかかってきたら、それは還付金詐欺です

現在「還付金詐欺」に関する相談が増加しています。

還付金詐欺とは、市役所、年金事務所、厚生労働省等をかたって自宅の固定電話等に電話をしてきて、税金や保険料等が還付されるなどと説明し、お金をだまし取る手口の詐欺です。

ATM に誘導して振り込ませる従来の手口のほか、インターネット上で銀行手続を行うインターネットバンキングを使って振り込ませる手口も見られます。

このような詐欺には、以下の点に注意しましょう。

- ・ 市役所等から「お金が返ってくる」という電話がかかってきたら、それは還付金詐欺です。
- ・ 還付金に心当たりがある場合は、自分で役所等の担当部署を調べたうえで連絡し、確認してください。
- ・ 「お金を返すために必要」などと言われ、名前や住所、銀行名、口座番号等の個人情報を聞かれても絶対に答えてはいけません。
- ・ 役所等の担当者をかたる電話の後、金融機関の担当者をかたる電話がかかってくるなど、複数の人物が登場する「劇場型勧誘」も見られます。
- ・ 年度末に向けて還付金詐欺の増加が懸念されます。

不安を感じたら、すぐに家族・知人、警察、消費生活センター等に相談してください。

「おトクにお試し」だけのつもりが「定期購入」に！？

販売サイト等で「90%OFF」「初回実質0円（送料のみ）」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、**契約継続（定期購入）が条件**となっている健康食品、化粧品、飲料の通信販売に関する相談が全国の消費生活センター等に引き続き多く寄せられています。

低価格を強調する広告の場合は、注文する前に販売サイトや「**最終確認画面**」の表示をよく確認しましょう。

①**定期購入が条件になっていませんか？**「初回特別価格」「〇カ月コース」「定期コース」などと表示されている場合は、特によく確認しましょう。

②**支払うことになる総額はいくらですか？**

各回の分量、2回目以降の代金は、初回の分量、代金と異なる場合があります。

③**業者の情報は確認しましたか？**

解約しようとしても電話がつながらなかったり、オンライン上の解約手続きがうまく進められなかったりと、容易に解約ができないような販売業者も存在します。安価にお試しできるとの誘い文句にとらわれず、まず販売業者の情報や評判を入念に確認するようにしましょう。

④**最終確認画面はスクリーンショットなどで必ず保存をしましょう。**

⑤**持病があって薬を服用している方が、サプリメントを注文する際は、事前にかかりつけ医に相談しましょう。**

※**通信販売にクーリングオフ制度はない**ので、一方的に契約をやめることはできません。

屋根工事の点検商法にご注意ください！

近年、**屋根工事の点検商法**によるトラブルが増加しています。

点検商法は、突然訪問し、屋根の点検を無料で行うことで、不安をあおって工事の契約を迫る手口です。

点検商法の典型的な手口は、以下のとおりです。

- ・「**近所で工事**をしている」などと言って突然訪問する。
- ・「**屋根瓦がずれている**」などと言って点検を強引に行う。
- ・「**このままだと雨漏りしたり、瓦が飛んだりして危険です**」などと不安をあおる。



このような点検商法には、**以下の点に注意**しましょう。

- ・突然訪問してきた業者には、**安易に点検させない**ようにしましょう。
- ・屋根工事はすぐに契約せず、**複数の業者から見積もり**を取り、十分に比較検討したうえで契約しましょう。
- ・「**保険金を利用できる**」というトークには気をつけましょう。
- ・**クーリングオフ等**ができる場合もあります。

少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

困ったら 市原市消費生活センターに 即相談！ Tel：0436-21-0999